

ペットは大切な家族の一員です

犬猫の飼い方について



犬や猫の飼い方について、気を付けていただきたいことがあります。

犬の放し飼いは絶対にやめてください。放し飼いをしていると、農作物を荒らしたり、人にかみついたりするなど周辺の方に迷惑を掛けている場合があります。

また、猫についても、放し飼いによる糞などの被害が多発しています。

庭に糞をされた、においがひどいなど迷惑だと思っても、我慢されている方もいるのではないのでしょうか。猫は室内でもストレスをためずに飼うことができますので、室内飼いをすすめます。

犬や猫を飼う場合は、周辺住民への理解を得る接し方・飼い方を心掛けましょう。

責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。

小嶋さんが飼っているラブラドルレトリバーのボスくん(13)は人間の年齢で言うと90歳の高齢犬で、今は目も見えづらくなっています。

昨年、がんで余命半年と宣告されました。

もともとは小嶋さんのご実家で飼われていましたが、がんを宣告されてから、空気のきれいな田舎で過ごしてほしいと大豊町で一緒に暮らしています。

「ボスを引き取り13年、一つの命に寄り添えて幸せに思っています。そんな中でさまざまなペットのニュースや記事に考えさせられます。守れる命と防げる病気に対し、飼う側の意識がもっと高まってほしいです」

大豊の空気が肌に合ったのか、半年たちましたが、家族に囲まれて毎日を元気に過ごしています。



不妊・去勢手術をしましょう

特に猫は繁殖力が強く、1年間に3回程度出産し、1回の出産で4〜8匹の子猫を産みます。

本能に従って妊娠・出産するだけで、自分で繁殖をコントロールすることはできません。

不妊去勢手術をすることにより、子犬や子猫がやむを得ず処分されるようなことがなくなります。

「産まれすぎて飼えない」という理由で寿命を全うせずに死んでいく動物の問題を解決するためにも、繁殖制限することの大切さを十分理解し不妊・去勢手術を考えてください。



動物病院で犬の鑑札(登録)・狂犬病予防注射済票の交付ができるようになりました

これまでは動物病院で狂犬病予防注射をした場合には、その後役場に向いて注射済票等の交付手続きが必要でしたが、その手間がなくなります。

交付ができる動物病院は、高知県獣医師会に属する獣医師のいる動物病院です。動物病院での交付を希望される方は注射を受ける動物病院にお問い合わせください。

■交付手数料

○鑑札(登録)交付手数料 3000円

○注射済票交付手数料 550円

【すでに登録をしている犬の場合】

注射済票の交付を受けるためには、犬の登録がされていることを証明するもの(鑑札・過去に交付された注射済票等)が必要です。

お願い

昨年度の動物病院での接種状況を見て大豊町の注射済票等を動物病院に配付しております。

動物病院へ狂犬病予防注射に行かれる際に、住民課健康づくり班にご連絡をいただければ確実に動物病院で注射済票等の交付ができますので、ご協力をお願いします。

なお、町内巡回集合注射は5月と6月に従来どおり実施します。(詳細は5月号広報誌でお知らせします。)

狂犬病予防法により、犬の飼い主は生後90日を経過した犬に生涯一度の登録と年一回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

問い合わせ先…住民課健康づくり班 ☎072-0450



写真は、小動物管理センターに保護された犬たち